

貧困

担当者：本橋 大輔
坂 香央莉
横井 有季

第一章 貧困について

1 貧困とは？

→貧困の定義は一つではなく、国や機関によっても様々。

【世界銀行】

「1日1.90ドル未満で暮らす人の比率」（国際貧困ライン）

→もっとも一般的な定義と言われている。

※2015年10月に1.25ドルから1.90ドルに改定された。

{理由}

そもそも、1.25ドル貧困ラインは2005年の購買力平価（各国の物価の違い）を考慮して設定されたものであり、2005年の物価水準で、食糧や生活必需品を購入することができる最低ラインを貧困ラインとしてきた背景があるからだ。

だが、過去十年で世界経済は成長を遂げ、開発途上国でも物価上昇が著しい地域も現れてきた。そうした地域の住民は、もはや1.25ドルでは最低限の生活を営むことができなくなった。そのため1.25ドルで計算される貧困率が実態に合わなくなってきたと言う。

そこで今回、世界銀行は1.90ドルに引き上げることとした。1.90ドルの根拠は、2011年の物価水準にある。つまり2005年の最低限の生活水準を営むには、2011年には1.90ドル必要ということだ。

【国連開発計画(UNDP)】

「教育、仕事、食料、保健医療、飲料水、住居、エネルギーなど最も基本的な物・サービスを手に入れられない状態のこと」と定義し、

- ① 長寿で健康な生活(出生時平均余命)、
- ② 知識(成人識字率と初等・中等・高等教育の総就学率)、
- ③ 人間らしい生活(1人当たりの国内総生産)

の3つの分野から算出する

「人間開発指数」という人間開発の達成度を図る指標を作った。

→これは、所得以外の要素を重視して貧困を測ることで、貧困撲滅への国際的な取り組みにも大きな影響を与えたものである。

2 貧困の種類

【絶対的貧困】

→必要最低限の生活水準が満たされていない状態

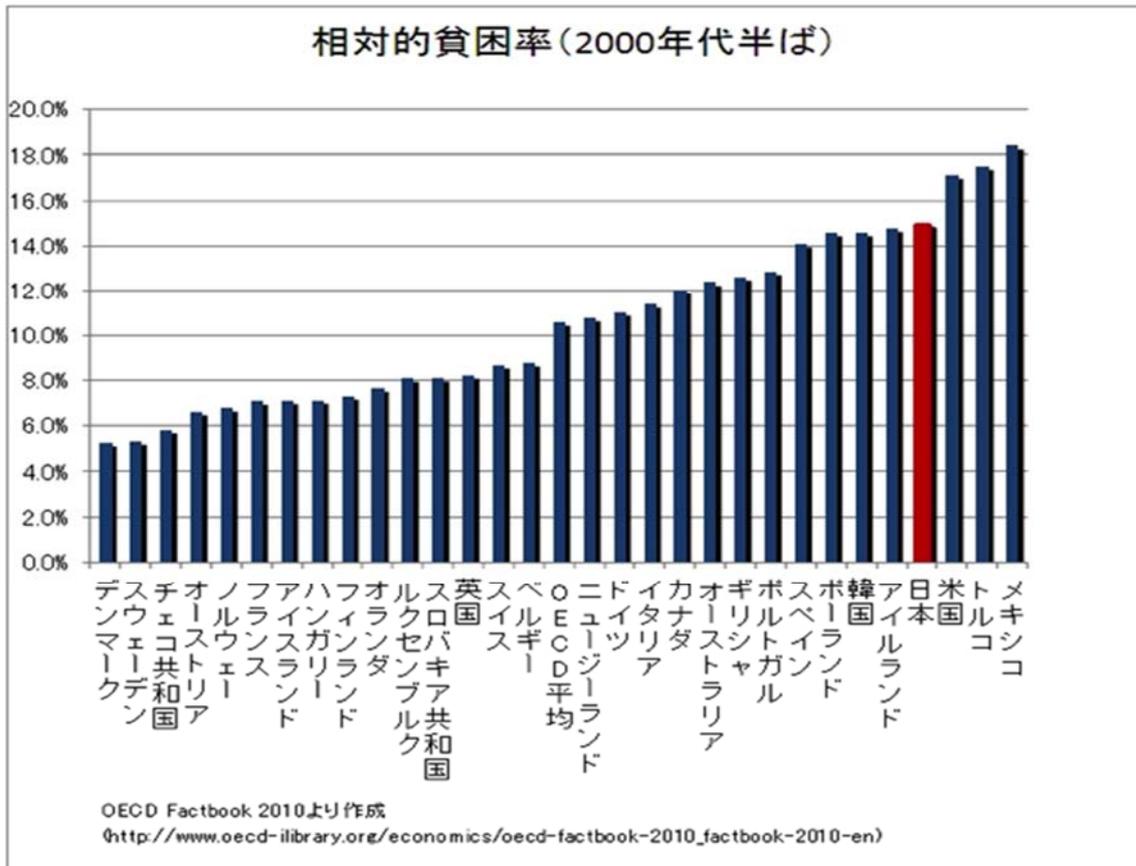
つまり、地球で生きるにあたって、必要最低限と考えられている食料・生活必需品を購入するためのお金がない状態のこと。主に途上国で起きている問題。

※世界中で約14億人が該当すると言われている。

【相対的貧困】

→ある地域の大多数よりも貧しい状態という見方

つまり、単純な購買力よりも国内の所得格差に注目する指標であり、所得の中央値の半分を下回っている人の割合の事を指す。そのため日本など比較的豊かな先進国でも高い割合が示される。主に先進国における経済格差に基づく問題。



※どういう事か??

平成 21 年度の日本の所得の中央値が 250 万円とされている。

つまり、125 万円以下で生てる人が貧困ラインを下回っているということ。

月収で言うと約 10.4 万円。

これに当てはまる人が日本だと約 15%、つまりおよそ 6 人に 1 人いるという事になる。

3 世界的に見た貧困

世界銀行によると…

【貧困率】

1990年：37.1% → 2012年：12.7%

【貧困層の数】

1990年：約19億5800万人 → 2012年：約8億9600万人

2016年1月に国際協力団体オックスファムが発表した
経済格差に関する報告書によると…

世界の富豪上位 **62人**の総資産額が、
全世界の人口の半分の富に当たる **36億人**の総資産に匹敵する事が分かった。

※豆知識

この順位は2016年3月1日、アメリカの雑誌・Forbes（フォーブス）が発表した保有資産10億ドル以上の世界の長者番付・億万長者ランキング。

1位はビル・ゲイツ 60歳 国籍：アメリカ合衆国
マイクロソフトの共同創業者・会長
総資産：8兆4750億円

→日本人ではユニクロ会長兼社長の柳井正が57位、ソフトバンクの孫正義が82位に。
しかし、総じて、日本人は順位下落した人が多い傾向に。

最貧国という言葉について

→発展途上国の中でも最も開発が遅れた国々という意味で、後発開発途上国とも言われる。

これは、国連開発政策委員会が認定した基準に基づき、国連経済社会理事会の審議を経て、国連総会の決議により認定された途上国の中でも特に開発が遅れている国々のこと。

具体的な基準

- ① 国民総所得の3年平均値が905米ドル以下である。
- ② 健康や識字率などに基づく人的資源指数が一定値以下である。
- ③ 農作物生産量の安定度などに基づく経済的脆弱指数が一定値以下である。

という3つの基準をもとに認定される。

2010年3月末現在、49カ国が認定されている。

<アフリカ 33カ国>

アンゴラ、ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、ジブチ、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ニジェール、ルワンダ、サントメプリンシペ、セネガル、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、トーゴ、ウガンダ、タンザニア、ザンビア

<アジア 15カ国>

アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、カンボジア、キリバス、ラオス、モルディブ、ミャンマー、ネパール、サモア、ソロモン諸島、東ティモール、ツバル、バヌアツ、イエメン

<中南米 1カ国>

ハイチ

第二章 日本の現状

1 ホームレスとは

現在、日本でホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に定められているホームレスの定義は、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」となっており、ネットカフェやファーストフード店など深夜営業店舗で過ごす人などを含んでいない。今回の議論においてもホームレスは「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と考えてください。

2 ホームレスの現状

国は全国のホームレスの数及び生活実態を把握するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの数については平成 15 年よりすべての市町村（特別区を含む。以下同じ。）を対象にした概数調査（以下単に「概数調査」という。）を、生活実態については平成 15 年、平成 19 年及び平成 24 年の概ね 5 年毎に抽出による全国調査（以下「生活実態調査」という。）を実施している。

（1）全国のホームレス数

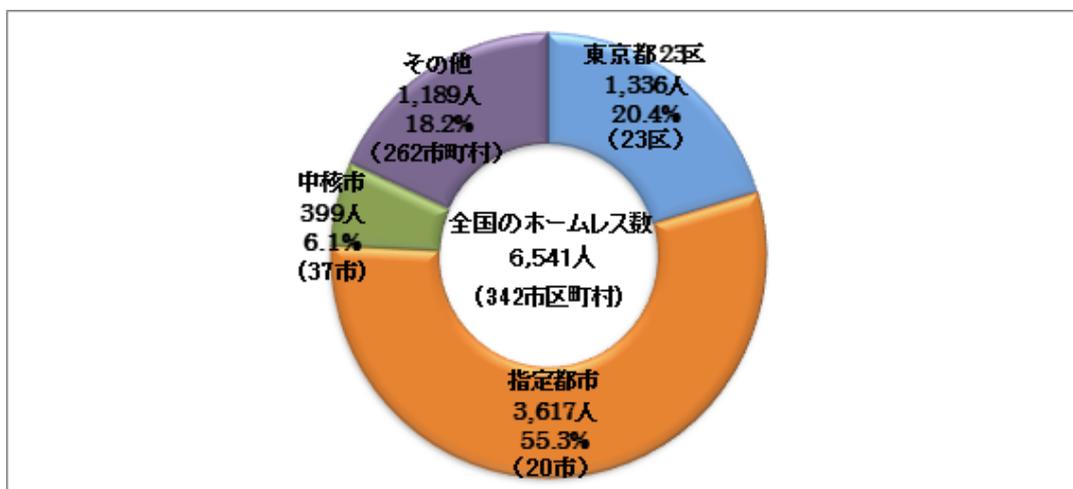
	男	女	不明	合計	差引増▲減
23 年度調査	10,209	315	366	10,890	-
24 年度調査	8,933	304	339	9,576	▲1,314(▲12.1%)
25 年度調査	7,671	254	340	8,265	▲1,311(▲13.7%)
26 年度調査	6,929	266	313	7,508	▲757(▲9.2%)
27 年度調査	6,040	206	295	6,541	▲967(▲12.9%)

減少した背景にはさまざまな要因が考えられる。ホームレス自立支援法による施策（多くは

就労支援) や生活保護制度などの公的な制度、民間の支援団体の取り組みがあげられる。あるいは、場合によってはテントなどで定住していたが、行政機関等によって追い出されて、ホームレス状態であるものの、調査では捕捉されていない状況になった人も存在すると言われている。

実際に新宿区の「ホームレス」の概数は 121 人 (2014 年 1 月) である一方で、新宿区福祉事務所へのホームレス等の方からの相談は 5,742 件 (2015 年) もあり、国の調査による「ホームレス」が「ホームレス状態の方」のほんの一部でしかないことがわかる。

(2) ホームレス分布



東京都 23 区及び指定都市の状況について、合計が 4,953 人であり、全国のホームレス数の約 4 分の 3 を占めており、ホームレスが都市部に集中していることが言える。

(3) ホームレスの生活実態

ア. 年齢

ホームレスの平均年齢は 59.3 歳 (であり、また、年齢分布については 65 歳以上が 29.0% (同 21.0%) となっており、ホームレスの高齢化が一層進んでいる。

イ. 路上 (野宿) 生活期間

路上 (野宿) 生活期間については、3 年未満が 37.0% であるのに対し、5 年以上は 47.0% (10 年以上は 27.0%) となっている。これを年齢階層別にみると、高齢層ほど期間が長期

化する傾向にある。また、路上（野宿）生活期間が1年未満である者であっても33.2%が、5年以上前に初めて路上（野宿）生活をしており、路上と屋根のある場所との行き来を繰り返している層の存在一定程度みられる。

イ. 仕事

厚生労働省によればホームレス全体の61.0%が仕事をしており、その内容は「廃品回収」が77.8%を占めている。

仕事による平均的な収入月額については、1万円以上3万円未満が34.1%と最も多く、次いで3万円以上5万円未満が30.2%となっており、平均収入月額は約3.6万円となっている。これを年齢階層別にみると、65歳以上の者であっても56.8%が収入のある仕事をしている。このように、高齢層ほど路上（野宿）生活が長期化する傾向は、路上等で仕事をし、一定の収入を得ながら生活ができていることへの自負もその背景にあると考えられる。

3 ホームレスになる原因

(1) 失業型

バブル崩壊後の1990年代の不況時に多く出現した。倒産等、会社の事情で解雇され、失業したために家賃が支払われず、住む家まで失ってしまった人たちであり、失業する以前は主に安定した収入のある仕事についていた人たちが多く、また、家族が既に亡くなっていたり、借金があるなどの理由で親類や友人に支援を求めることができないためにホームレス状態まで追い込まれている。

(2) 日雇い労働型

大都市に存在する「ドヤ」と呼ばれる低料金で泊まることのできるホテルを拠点とし、仕事があるときはその収入でドヤに泊まり、仕事がない(収入がない)ときは、やむを得ず路上で野宿せざるを得ない人々である。日雇い労働は毎日仕事があるわけではなく、アパートは借りられず、建築業などの肉体労働が多いため加齢や病気などで体力が低下すると働けなくなってしまう。そういった事情からこのタイプには大半が高齢者で何度も路上生活とドヤを行ったり来たりすることが多く、ホームレス状態が長期化している。

(3) ボーダー障がい者型

一見した感じは健康そのものであるものの、軽度の精神障がいがあるためにうまく他人と話すことができない人や、軽度の知的障がいがあるために商品名が覚えられない、あるいはミスが多くなってしまふなどの困難を抱えている場合である。そのため、一般的な仕事をやり続けることが困難となり、障がいを知らない会社から解雇の対象にされてしまい、失業型と同じ経路をたどる。障がい者施設や障がい者年金を利用するには障がい者手帳を取得する必要があり、この手帳は一定の基準値以上の障がいを持っていなければ取得することはできない。つまり、認定を得られない軽度の障がいでは健康な人と同じ扱いを受けるため、仕事ができない人と思われて仕事を失ってしまう。よって、収入を得ることができずにホームレス状態に陥ってしまう。

九州ホームレス支援団体連合『ホームレスと人権』福岡県人権研究所、2009年

4 路上生活の問題点

まず、生存権の問題がある。日本国憲法第25条では「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」としているが、ホームレスの生存権は危うい。低収入で安定した住まいを持たないホームレスは体調不良に陥りやすい。ホームレスの健康状態に関する報告では、健康状態が悪いと答えた人は34.1%であった。そして、そのうち約8割はなにもしていないと答えている。大部分のホームレスは健康保険に未加入で、加えて過酷な労働や劣悪な生活環境並びに高齢化による健康維持の困難さをうかがわせるものといえる。

加えて横浜浮浪者連続襲撃事件や道頓堀・ホームレス投げ込み殺害事件に代表されるようにホームレスに対する襲撃も問題となっている。

5. ホームレスに対する支援

(1)法制度

ホームレス対策については、平成14年8月に成立した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、厚生労働省により平成15年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定された。平成20年7月には、平成19年1月に行ったホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえ新たな基本方針を策定された。この基本方針に基づいて、雇用、保健医療、福祉等の各分野にわたって施策推進している。

(2)居住に関する支援

ホームレスの居住に対する支援として自立支援センターを挙げる。自立支援センターとは2002年に成立した[ホームレス自立支援法](#)に基づく中核施設である。東京都(23区)のほか、大阪、[名古屋](#)など[ホームレス](#)が多い[大都市](#)に置かれている。[自治体](#)の[見回り](#)相談や福祉窓口で希望したホームレスが一定期間入所し、働く意欲のある人に宿泊場所と食事を提供する。生活・[健康相談](#)のほか、[ハローワーク](#)などと協力して職業相談に応じ、就労による自立を[後押し](#)することを目指す。運用は自治体により異なるものの、入所期間は2カ月～半年程度である。

厚生労働省の調査では、自立支援センターを知っている者は64.4%であり、このうち利用したことがある者は10.1%となっている。

自立支援センターの利用者の状況については、若年層が44.0%、利用前の路上(野宿)生活期間では1ヶ月未満の者が61.1%を占めており、高齢層における路上(野宿)生活者が長期化しているのに対して、これらの[施設利用者は、若年層や路上\(野宿\)生活期間が短い者が多くなっている](#)。

また、自立支援センターの退所理由については、就労退所が26.9%（「会社の寮・住み込み等による就労退所」が8.2%、「アパートを確保しての就労退所」が18.7%）を占めるが、このうち「アパートを確保しての就労退所」している者を年齢階層別でみると、若年層が全体の28.0%を占めている。

さらに、就労退所した後に再び路上(野宿)生活に戻った者については、[「病気やけが等による解雇」、「周囲とのトラブルや仕事になじめない」、「アパートの家賃の滞納」、「人間関係」等多面的な要因により路上に戻っている](#)。

今後希望する生活としては、「今のままでいい（路上（野宿）生活）」という者が最も多く 30.5% となっており、年齢層が高いほど「今のままでいい」という回答が多く 65 歳以上の者では 37.0%となっている

結論として、路上生活が長い高齢者は職を見つけることが困難で金銭的に困窮し、かつ周囲との人間関係がうまく築けず、自立支援センターの退所後路上に戻ってしまう現実がある。

6 強制撤去

〈宮下公園を追われた野宿者らは、行き場を求め、真冬の深夜に渋谷を彷徨う〉

突如の立退き通告——猶予は 2 時間

宮下公園に渋谷区が警告にきたのは 20 時 30 分のことだ。渋谷区役所の土木清掃部の黒柳氏らは、野宿者と支援者ら約 30 名に対して、22 時 30 分までの移動と、設置された白い大きなビニールテントの撤去などを命令した。これに応じない場合、都市公園法の 6 条に則って、強制排除を行う旨を警告した。都市公園法 6 条 「都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない」——許可の規定はあるが、退去の規定はない。

野宿者サイドと渋谷区の交渉は決裂した。渋谷区は一度、公園外へ撤退。野宿側らは「ここを出たら行くところがないんだ」「渋谷区民をナメるな！」などと、大きな声を上げて抗議し続けた。区役所とともに出動した約 40～50 名の警察は大きく移動せず、野宿者を取り囲んだまま時間は刻一刻と過ぎた。

渋谷周辺の野宿者が冬を越すために集まったテントの事情

「渋谷区越年越冬委員会（越冬実）」の男性に話をうかがった。「昨日からここで闘争している。昨日テントを設営して、警察とにらみ合いをした。野宿者は、普段は渋谷地下 109 などで生活しているホームレスの方々と状況を説明。「渋谷だけでなく、いろんなところで、同じ問題が起こっている。オリンピック整備に向けて、行政は野宿者を排除したがつている」と語った。

テントの中には気分の優れない野宿者もいたという。中には前日の 28 日に、体調不良で意識を失い、転倒。頭蓋骨が折れたという。区役所には門前払いされ、病院には治療を受けてすぐ退院させられた。

行われた強制排除、冬の深夜に彷徨う野宿者

22 時 20 分、渋谷区役所は再びテント前に現れ、退去命令の最終警告を行い、「テントで休んでいる人に病院は用意する」と主張した。野宿者側は「何に基づく命令だ」「(建築物の) 除却命令なのか」「命令の内容がわからない」などと矢継ぎ早に質問。渋谷区側はこれにい

っさい答えず、強制排除が行われた。

テント内で休んでいた4、5名の野宿者と、10名ほどの支援者を除き、宮下公園にいた市民らは、警察官らによって強制排除され、公園外に追い出された。公園内に残った15名ほどの野宿者らも、「このままでは暴力的に強制排除されてしまう」とし、23時半過ぎには自主的に退去を決定。0時にはわずかばかりの毛布などの所持品を持ち、公園を後にした。

黒柳氏いわく、宮下公園は1月3日まで、一般通行人含めて完全閉鎖にするという。公園内の残った荷物は、翌30日の10時に渡すとした。

行き場を失った野宿者らは、近くの広場に簡易テントを張り、その日の夜を過ごした。警告から退去期限まで、わずか2時間。そのような短時間では退去などできない。深夜で電車もない。ましてや、「帰れ」と言われても帰る場所などない。



第三章 オリンピックとホームレス

この章においては、具体的にオリンピックなどの国際的なスポーツ大会における「ホームレス排除」の事例を紹介していく。歴史的に見ても、ソウル、アトランタ、シドニー、アテネ、北京など様々な国と地域で同様の排除が行われている。その中でも、アトランタ・シドニー・北京五輪における各国のホームレスに対する対応について学び、2020年に向けた日本のホームレスに対する考えを深めてもらいたい。

1 アメリカ (アトランタオリンピック)

米住宅都市開発省のデータによると、2015年の米国全体のホームレスの数は56万4708人で、2010年の63万7077人からおよそ11%減少している。しかし、いくつかの都市では増加が続いており、ニューヨークでは約42%増の7万5323人、シアトルでは12%増えて1万0122人となった。これは、日本のホームレスの数に比べて、非常に多い人数である。その一つの理由として、アメリカにおけるホームレスは、保護施設で生活するなど保護を受けているホームレスと、道端で寝起きするなど保護を受けていないホームレスの両方が含まれるからでもある。

1996年の夏に開催されたアトランタ五輪では、主にアフリカ系アメリカ人の9000名以上ものホームレスが逮捕された。これには、アトランタで施行されている様々な法律を用いホームレスを犯罪者として逮捕したのである。例えば、公園や道で寝ること・無許可で空き家に入ること・借りていないのに駐車場に入ること・公の場で排泄することを禁止する法律である。特に、注目したいのが、1995年から1996年までに逮捕されたのが前年の4倍であること、そして、多くがアフリカ系アメリカ人であったことである。

またオリンピック以外でも、フットボールの祭典「スーパーボール」において、ホームレスの追放が行われている。例えば、2011年、ダラス市の議会は、開催地付近での物乞い行為を期間限定で非合法化し、ホームレスの人々を別の場所に追いやることを決定した。2016年に50回目を迎えるこの優勝決定戦においてもこのようなホームレス排除が行われている。

・新聞記事

アトランタ五輪控えホームレス追放? 米バーミングハム市側は否定 (朝日新聞 1996年)

05月13日)

アトランタ五輪サッカーの予選会場となっているアラバマ州バーミングハムが、街の美化を理由にホームレスを他の町へ追い出している、との疑いで揺れている。

アラバマとテネシーの州境にあるハンツビルでは今年の一月初めから、ホームレスの流入が目立って増えた。事情を聞くと、バーミングハムにいたホームレスたちで、簡易宿泊所の担当者などから、片道のバス切符を与えられ、バーミングハムから出て行くよう言われた、という。バーミングハム市内で小型バスに乗せられ、運ばれた、と説明する人もいた。

ハンツビルのホームレス援護団体マネジャー、ケリー・ハーネスさんは「最高が二十五ドルで、切符はすべて無記名だった（米国の長距離バスは記名タイプが多い）。だれかが大量に買い込み、ホームレスに渡したに違いない。五輪を控えているからといって他の都市に放り出すような方法は、正しいやり方とは思えない」と話す。バーミングハム市側は今回の件への関連を全面的に否定している。

ホームレスと市の攻防 アトランタ五輪（朝日新聞 1996年04月22日）

五輪とホームレスは相性が悪いようだ。
行政と支援者の間で論争が続いている。

オリンピックスタジアムから車で五分もしないところに、古いレンガ造りの平屋がある。ペンキの剥げた青いドアを開けると、電話がいくつも並び、人々が応対に忙しい。ホームレスの救援団体、「タスクフォース（機動部隊）」の事務所だ。

電話はホームレス専用のホットラインで、係員が一時避難所を案内したり、悩み相談を受けたりする。最近「オリンピック期間中、私たちはどうなるのでしょうか」という問い合わせがぐっと増えている、という。

○以前からの深刻な問題

アトランタは今、オリンピック施設や、空港、ダウンタウンで突貫工事が続いている。地元の新聞やテレビではオリンピックが話題として持ち上がるが増え、盛り上がりを見せているかのようだが、一方、オリンピックが近づくにつれ、ホームレス対策で、支援者や救援団体と行政側のぎくしゃくした関係が表面化しつつある。アトランタには家庭崩壊などで住所が定まっていない人も含めたホームレスが三万人、うち十七歳以下が三五%を占めるといわれる。市当局にとって、ホームレス対策はオリンピック開催にかかわらず以前からの深刻な問題だった。

市は（ホームレス・高齢者・エイズ患者などの）弱者救済対策局を設け、食事や住居、衣服を無料で提供しているボランティア団体や救援団体に資金援助したり、会合を持ったりし

てきた。

ところがオリンピック開催が決まってから、街の美化、治安維持、地域開発を理由に、オリンピック組織委員会の要請で行政がホームレス一掃を始めた、として救援団体が態度を硬化させている。

市対策局長のクロスリーさんは、「市長は『ホームレスの追い出しはありえない』と何度も繰り返し公約している。彼らは被害妄想が強すぎます。それにお金はちゃんと受け取っているのに協力を拒むのはおかしいと思います」

では一体ホームレスの人々や救援団体が怒っている「ホームレス一掃」というのは何なのか。

○五輪後はさらに増える

そのひとつは、選手村建設のために公営住宅に住んでいた貧しい百十四世帯が立ち退きを命じられた問題だ。行政側は住宅公社とは円満解決しているはずだ、といているのに対し、立ち退きを言い渡された方は「賠償金も代わりの家もうやむやにされた」と訴え、一女性が居残り抗議行動を続けている。いくつかの家族はホームレスになったり、州外へ出て行かざるをえなかったという。

また、オリンピック百周年記念公園建設は、廃工場などを取り壊して造ったというのが組織委員会側の言い分だが、ホームレス側は一時避難所があったのにそれをなくしてしまったのだという。異常な寒さだった今冬を凌げず、命の危険があったともいう。

さらにもうひとつの問題は警官の嫌がらせだ。オリンピック期間中、市内と郡部にできた新しい留置場に閉じ込めようとしているとホームレス側は息巻く。警官から受ける理不尽な暴力行為には法廷に持ち込むことも辞さない、と強硬な態度にでている。

これについて、アトランタ市警広報担当官のノースターさんは、「オリンピック期間中は近隣から警備員や警察官が応援にきますから人数は増えます。しかし私たちの仕事の主目的は交通渋滞緩和と安全確保です。ホームレスの人たちには何の影響もありません」と説明する。

ホームレスや救援団体と行政側、オリンピック推進派の言い分は食い違うばかりだ。

ただ双方には共通の悩みがある。それはオリンピック施設建設の臨時雇用を当て込んで州内はもとより州外からやってきた人たちがそのままホームレスとして居ついてしまうことだ。

オリンピック後、アトランタはさらに大きなホームレス問題を抱えることになりそうだ。

2 オーストラリア (シドニー)

Homelessness Australia によると、オーストラリアには、現在10万5200人ほどのホームレスが存在している。これは、オーストラリア人口の200人に1人がホームレスであることを示している。また、日本との大きな違いが複数見られる。それは、女性のホームレスが44パーセントと多いこと、30歳以下の人が半数以上占めること、30パーセントが海外で生まれた人であることなどである。中でも12歳以下のホームレスが、全体の17パーセント・約1万7800人にも達していることは驚愕である。

オーストラリア NSW 州では、シドニー五輪を契機に、ホームレスに対して「公共空間にいる権利」を保障する議定書(Protocol for Homeless People in Public Places; 以下, プロトコル)が締結された。この取り組みが大きく影響をもたらした結果、大規模なホームレス排除は行われず、不当な扱いを受けた例もごく少数に留まった。一方で、一時的な居住施設に移行してもらおうという配慮が行われたが、そこでは暴力事件や盗難、食品の汚染などが多発したため、多くのホームレスが路上生活に戻ったといわれている。



(公共空間にいるホームレスのためのプロトコル)

Protocol for Homeless People in Public Places

プロトコルとは？

NSW政府は2000年に本プロトコル（議定書）を締結し、これはホームレスの人々が敬意を持って適切に扱われること、ホームレス状態にあることを理由に差別されないことを確かにするためのものである。また本プロトコルは、ホームレスの人々が支援サービスを必要としたときに、そのサービスが提供されるよう支援することも目的としている。これは、ホームレス問題に効果的に対応するための政府の戦略において、重要な要素である。

プロトコル本文

ホームレスの人は以下の場合を除き、介入をされるべきでない（放っておくべきである）。

- 本人が支援を要請した場合
- 苦しんでいた、支援が必要な状態にあると見られる場合
- 職員が情報交換やサービス提供目的でそのホームレスの人と交流しようとする場合
- そのホームレスの人の振る舞いが、自分自身あるいは周囲の人の安全を脅かす場合
- そのホームレスの人の振る舞いが、器物破損や自然・文化環境の破壊を招きそうな場合（例えば、文化財を傷つけたり、水質汚染、火事を起こす危険性がある場合）
- そのホームレスが、自身や他人の健康や安全に危害を及ぼす恐れがある環境で起居している場合（例えば、廃屋や危険な土地で寝泊りしている場合）
- そのホームレスが16歳未満であると見られる場合

本プロトコルは、健康や安全上の危険がある場合、または違法な行為が発生した場合に、各機関が適切な処置を行うことを妨げるものではない。

ホームレスの人々が支援を求めた場合、職員らは以下の対応をすることが出来る。

- 適切なサービス提供機関を直接巻き込む
- 助言や利用可能なサービスの情報を提供する
- ホームレスの人が電話か直接行くことによって助言や支援を受けられる場所の情報を提供する

プロトコルの根底にある原則

プロトコルは以下の原則に基づいている。

- ホームレスの人々は、他のすべての市民が有する権利と同じ権利を有する
 - 公共空間にいる権利を有し、同時に地域コミュニティの人々が安全で平和な環境に住まう権利を尊重する
 - 公共の活動やイベントに参加する権利を有する
 - 自身の所持品を運んだり、保管する権利を有する

3 中国（北京オリンピック）

2011年度の調査によると、中国にはおよそ241万人の成人ホームレスがおり、また、17万9000人も未成年のホームレスがいるとされている。国土が大きく、人口も多いことから、全体像が把握しきれないが、他の先進国に比べて明らかに、貧富の差が大きいことが分かる。

また北京オリンピックでは、景観を崩すホームレスの住居に高い壁を作り隔離したり、北京郊外のシェルターへ追いやるなどホームレス排除がニュースでも話題になった。他国と異なるのは、政府による不当な逮捕や追放がオリンピック時期以外にも行われているということである。

・新聞記事

北京五輪期間、出稼ぎ者100万人排除？ 地元紙一斉報道 当局は全面否定（読売新聞 2006年9月16日）

2008年の夏季五輪が行われる北京市で、市当局が五輪期間中、約100万人とされる地方からの出稼ぎ労働者（民工）を強制的に帰省させ、ホームレスや未成年者、無許可の地方出身者も排除することを検討していると15日付の地元各紙が一斉に報じた。ところが、同市政府は同日午後、報道について「根拠がない」と全面否定。欧米諸国から「人権問題」とも指摘されかねない強硬手段だけに、当局が敏感になっていることが浮き彫りとなった。

各紙によると、北京市の「2008環境建設指揮部」は14日の会議後、五輪を円滑に開催するため、環境対策や交通・運輸問題など、65項目に上る立法措置を検討していると発表した。この中で、五輪関連施設の建設に従事している民工について、担当部門に対し「施工企業と協調して帰省制度を整える」よう要求。ホームレスや地方出身の未成年者などについては、各種保護法に基づき、「強制保護」して排除するよう求めた。また、地方からの流入者には新たに地元公安局の許可制を導入するとした。

各紙とも、発表資料と担当者の会見に基づく情報として大きく報道した。しかし、15日になって担当者が新華社を通じ、「民工を排除するという計画はない」と否定する談話を発表。同指揮部に資料提供を求めた読売新聞に対しても「各紙の報道は発表内容とかけ離れている。問題を大きくしたくない」と拒否した。

北京市内では建設ラッシュで流入した民工が居残るなど、当局も対応に苦慮していたが、これまで欧米諸国に批判されてきた人権問題につながることを避け、否定に転じたものと見られる。

各紙によると、市ではこのほか、五輪期間中に「外国人のための臨時宗教活動場所の設置」や「重金属を排出する工場の操業停止」「市内への自動車の流入規制」「期間中の16日間の休暇」などを検討している。

北京五輪「125万人が立ち退き」 NPO調べ、中国側「事実無根」（朝日新聞 2007年6月7日）

居住権問題に取り組むスイスの非営利組織（NPO）が5日、この20年間に夏の五輪の準備段階で計約200万人が住んでいた場所を立ち退かされたとする報告書を発表した。08年開催の北京五輪に伴う立ち退きが約125万人で大半を占めるという。ホームレスや貧困層、被差別民族が最も大きな被害を受けており、主催者や開催国政府に事前の十分な影響評価を呼びかけている。

ジュネーブに本部を置く「居住権・立ち退き問題センター」（COHRE）が国連人間居住センターや各国の大学と協力して巨大イベントの住民への影響を分析した。

対象は88年のソウル大会から12年開催予定のロンドン大会までの7大会で、北京の次に多かったのがソウルの72万人。ほかにアトランタ大会（96年）では黒人や貧困層約3万人、アテネ大会（04年）ではロマ人約2700人などが会場建設に伴う住宅の取り壊しや「都市美化」のためのホームレス排除などで住んでいた場所を追い出された。

同報告書に対して中国外務省は5日、「事実無根。02年以降、五輪会場の立ち退きは6073戸で、いずれも補償金が支払われ適切に転居している」と反論した。

4 日本 (東京オリンピック)

昔の東京オリンピック（1964年）でも、ホームレスの方々が都内から排除されたという経緯があった。そして、2020年にオリンピック開催を控え、都内のいたるところでホームレスに対する排除が始まっている。

・新聞記事

「新」宮下公園、商業施設の上に 五輪見据え、隣には高層ホテル 再整備案 / 東京都
(朝日新聞 2015年7月10日 一部引用)

渋谷駅近くにある渋谷区立宮下公園の再整備案が区議会で議論されている。5年後の東京五輪を見据え、商業施設の屋上に新設し、高層ホテルを併設する計画だが、地元からは開かれた公園空間が失われるのではないかとの声も上がる。

■「計画は唐突」「追い出すのか」地元の声も

公園は4年前にリニューアルしたばかり。地元は何を思うのか。

公園に近接する「明治通り・宮下パーク商店会」は計画に賛成の立場だ。担当者は「公園や老朽化する駐車場がきれいになるのは喜ばしいこと。ただ、商業施設は会員の店と競合する可能性がある」と話す。地元町会に長年所属する住民女性は「子どもが遊べる公園であってほしい。計画は唐突で、賛成できない」と言う。

公園の脇にはベニヤ板やブルーシートで作られた小屋が立ち並び、20人ほどのホームレスの人たちが生活している。再整備案では、この場所にオープンカフェができるという。小屋に暮らす71歳の男性はこうこぼした。「どうせ俺たちをオリンピックまでに追い出すつもりなんだろう」

強制執行妨害疑い＝東京 (読売新聞 2016年4月17日)

2020年東京五輪・パラリンピックのメイン会場となる新国立競技場の建設予定地で、ホームレスの立ち退きを求める東京地裁の強制執行を妨害したとして、警視庁公安部は16日、住所、職業不詳の館山真太郎容疑者(32)を強制執行妨害容疑で現行犯逮捕した。

発表によると、館山容疑者は16日午前9時45分頃、新宿区霞ヶ丘町の競技場建設予定地で、ゲートによじ登るなどして、同地裁の執行官の強制執行を妨害した疑い。調べに対し、黙秘しているという。

予定地にはホームレス3人が生活しており、事業主の日本スポーツ振興センター(JSC)

が同地裁に仮処分を申し立て、15日に請求を認める決定が出ていた。執行は午前7時頃から始まり、ホームレスの支援者ら十数人が集まっていたという。

参考資料

オリンピックムーブメント アジェンダ 21（日本オリンピック委員会 ホームページより）

これは、「オリンピックムーブメントにかかわるすべてのメンバーがあらゆる努力をして取り組み守るべき目標」であり、多くのオリンピック参加国が批准しているが、開催国に強制義務はない。

3.1.3 排他主義への挑戦

資源の有効な持続可能な管理を目的とする環境方針は、これら資源を頼りに生活をしている人々を考慮しなければいけないし、また、すべての個人に与えられている尊厳と共生できるよう努めなければならない。貧困と戦っている状況に注意し、社会的に不利な立場にある集団の統合を奨励すべきであるというアクションプランを、国連がアジェンダ 21 として採択した理由である。オリンピックムーブメントおよびスポーツに関係するすべての個人および企業は、このアクションプランを支援すべきである。オリンピックムーブメントの歴史が示しているように、スポーツ参加を通じ、個人や集団が社会的排除と戦うことを支援することにより、貧困と闘うという重要な分野を担っている。オリンピックムーブメントアジェンダ 21 では、この分野でもっと成し得る様々な方法を挙げる。オリンピック憲章に従い、IOC（国際オリンピック委員会）は、規則や行動あるいは行動でなくとも、組織や個人を、個人または団体を排除するような場合は、オリンピックファミリーには皆無であることを保証する。IF（国際競技連盟）は、社会的に恵まれない人々に対して、スポーツ活動の奨励を行うことを最優先すべきである。IF は、この方針に沿ったイニシアティブを支援し、この活動を奨励する積極的な処置を執らなければならない。競技組織は、経済力、性別、人種や階級制を理由に排除された団体や個人がスポーツ活動を行えるよう促進している公共機関を支援し奨励しなければならない。IF は、社会の進歩から取り残された地域において、スポーツ基本構造および用品開発をまず手がけるよう奨励しなければならない。

論点

日本は4年後の2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催を控えている。そこで問題となるのは、競技会場の付近に住むホームレスの存在だ。なぜなら彼らがいることで、国のイメージや景観を崩すという悪影響があるからだ。現在、日本ではそのようなホームレスを公園などの場所から強制撤去させる明確な規定はない。こうした現状の中でホームレスに対して、どのような対策をしていくべきか。

A 現状維持（強制撤去を認める明確な規定はない）

B 強制撤去を認める規定を作成すべき

参考文献

- ・ Part of HPMG News ホームページ

http://www.huffingtonpost.jp/world-bank-group/poverty-line_b_8248560.html

- ・ ビッグイシュー ホームページ

<http://bigissue-online.jp/archives/1017887481.html>

- ・ 厚生労働省 ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)結果

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12003000-Shakaiengokyoku-Shakai-Chiikifukushika/0000083535.pdf>

- ・ 厚生労働省ホームレスの自立の支援等に関する基本方針

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/homeless08/pdf/data.pdf>

- ・ ホームレスの減少要因から見る自立支援 ―日本が直面する課題とは―

<https://www1.doshisha.ac.jp/~hitanaka/report/04soturou/shimaoka.pdf>

- ・ IWJ Independent Web Journal

2013/12/29 宮下公園を追われた野宿者らは、行き場を求め、真冬の深夜に渋谷を彷徨う

<http://iwj.co.jp/wj/open/archives/118556>

- ・ 九州ホームレス支援団体連合『ホームレスと人権』福岡県人権研究所、2009年

- ・ 日本オリンピック委員会 ホームページ

- ・ The Seattle Times 1996年 4月30日

「Olympics -- Atlanta `Cleanup' Includes One-Way Tickets For Homeless」

- ・ The Tyee 2009年 10月14日

「With Olympics Came New Laws to Sweep up Homeless」

- ・ the Georgia Straight 2006年8月31日

「Olympic cities punish poor」

• GBTIMES 2012年7月17日

「Homelessness in China」

• USA TODAY 2007年5月6日

「Rights group: 1.5 million people displaced by preparations for 2008 Beijing Olympics」